

## 菊ヶ丘運動公園遊具設計・施工に係わる公募型プロポーザル実施要領

### 1 実施の目的

菊ヶ丘運動公園は昭和 52 年の開設以来、市民のスポーツの場、レクリエーションの場として利用されてきた。

今回、昭和 63 年に更新されて以来、修繕を繰り返しながら利用されてきた遊具エリアの複合型遊具を設置するにあたり、より多くの公園利用者に活用される遊具を設置するため、その選定を公平性及び透明性をもった公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、安全で、優れた遊具の提案者を当該工事請負候補者として選定することを目的とする。

### 2 工事の概要

(1) 工事名 菊ヶ丘運動公園遊具等整備工事

(2) 工事箇所 五所川原市大字湊字千鳥外地内

(3) 公園箇所 菊ヶ丘運動公園

(4) 工事概要

ア 実施設計 一式

イ 遊具等設置工事（土工・基礎含む） 一式

(ア) 複合遊具

・対象年齢 3～6 歳及び 6～12 歳向け各 1 基、もしくは 3～12 歳向け 1 基

(イ) コミュニティ遊具

・コミュニティ助成事業で採択されたスカイロープ、6 連低鉄棒、7 連ブランコ、ジャングルジム、宝くじ看板、宝くじシール 各一式

(ウ) 方向サイン

・園路に設置して公園施設の方向を案内するサイン 6 基（1 方向 2 基、2 方向 3 基、3 方向 1 基）

(エ) 背付きベンチ

・8 基程度（W1800×D400×H400 程度）

※1 契約上限金額の範囲内において、実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

※2 各遊具には、事故を予防するための年齢表示シール及び遊具個別注意シールを適宜貼付する。

- (5) 契約上限金額 49,873,000 円 (税込み)
- (6) 工期 契約締結日から令和4年12月31日(土)まで

(1) 参加表明に必要な書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 会社概要(様式第2号)
- ウ 工事实績調書(様式第3号)
- エ 配置予定技術者調書(様式第4号)

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和4年5月27日(金)17時00分まで(必着)
- イ 提出場所 五所川原市役所 都市・交通課
- ウ 提出方法 持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

4 企画提案に関する質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和4年5月27日(金)17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)により、電子メールにて提出すること。
- (3) 回答期限日 令和4年5月31日(火)
- (4) 回答方法 市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数

- ア 企画提案書(様式第5号) 原本1部 副本6部
- イ 工程表(任意様式)及び参考見積書(任意様式) 1部
- ウ パース等のイメージ図(A3版適宜) 7部

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和4年6月27日(月)17時00分まで(必着)
- イ 提出場所 五所川原市役所 都市・交通課
- ウ 提出方法 持参又は郵送

## 6 スケジュール

内容	期間
実施の公告（市ホームページ等）	5月9日（金）
参加表明書等の提出期限	5月19日（木）から 5月27日（金）まで
企画提案に関する質問書の受付	5月19日（木）から 5月27日（金）まで
企画提案に関する質問書の回答	5月19日（木）から 5月31日（火）まで
参加資格審査	5月20日（金）から 5月31日（火）まで
企画提案書の提出期限	6月13日（月）から 6月27日（月）まで
審査（プレゼンテーション）	7月1日（金）
審査結果の通知	7月8日（金）
審査結果の公表、契約締結	7月11日（月）
工期（完了検査含む）	8月1日（月）から12月31日（土）まで

## 8 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1)出席者（説明者）は、3名以内とする。
- (2)原則として各社20分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑応答）を、順次個別に行う。
- (3)プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとする。
- (4)説明にあたり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合、パソコンは説明者が、その他の機材は市が用意するものとする。
- (5)原則としてヒアリング及びプレゼンテーションは市が指定する会場での対面方式であるが、社会情勢によってはリモート方式を採用する。その場合は、市から事前に関係者へ連絡をするものとする。

## 9 審査方法

市が設置する審査委員会が審査基準に基づき、企画提案書についてのプレゼンテーションを受け、総得点が最も高いもの及び次点のものを選定する。原則として合計点が6割以上に達したものを選定の対象とするが、合計点がいずれも満たなかった場合は最高得点のものを選定対象とし、事務局と再度内容を協議することとする。

## 10 審査基準及び配点

(1)選定に係る審査項目等は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
デザイン・テーマ	市を代表する公園の遊具として存在感があり、部分的にユニバーサルデザインを適切に採用している提案となっている。	10
	子ども達が一目で遊びたくなるような、魅力的なデザインになっている。	10
遊具の配置・機能性	設置スペースを有効に活用し、遊具等が安全かつ適正に配置されている。 (遊具、ベンチの配置時における動線の交錯、適切な遊具の向き、遊具の周辺の障害物の有無等)	10
	多様な遊び方（登る、くぐる、滑る等）が提供されており、子どもの五感や好奇心を刺激し、自発性や創造性の向上、体力づくりに資する遊具の構成・機能性となっている。	10
	子どもや保護者も含め、あらゆる利用者が安心して遊べるように安全に配慮された提案となっている。	10
	子どもの予期しない遊びに対する安全措置（衝突、接触、落下、挟み込み、転倒における対策）が十分に行われている。	10
維持管理	耐用年数が長くなるよう耐久性のある材料を使用している。	10
	補修や部材等の交換に迅速に対応できるとともに、維持管理経費やメンテナンス等を低減できる提案となっている。	10
積極性・実現性	業務執行に当たり類似実績や工期短縮・経費削減等の工夫が示され提案内容を確実に実現できる内容となっている。	10
	独自の積極的な追加提案が行われている。	10
合計		100

(2)評価配点（係数）

評価	A	B	C	D	E
内容 (係数)	良い (×1.0)	やや良い (×0.8)	普通 (×0.6)	やや悪い (×0.4)	悪い (×0.2)

## 11 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

## 12 契約の締結

候補者選定後、設計内容についての協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、協議の結果、企画提案の一部を変更することがある。

## 13 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1)提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

ウ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

エ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

オ 参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。

## 14 契約・工事関係書類・工事検査について

五所川原市財務規則・五所川原市工事請負契約約款・五所川原市建設工事等検査実施規程に準ずる。

## 15 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 採択された企画提案書の著作権は市に帰属する。

(5) 五所川原市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他五所川原市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに企画提案書が無償で使用できるものとする。

(6) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 参加表明書に記載した配置予定の監理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

- (8) 現場視察は、参加申込者が自由に行うことができるものとする。
- (9) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

16 担当部署（提出先・問合せ先）

〒037-8686 五所川原市字布屋町 41 番地 1

五所川原市役所 建設部 都市・交通課 公園係

TEL : 0173-35-2111 (2672、2673)

FAX : 0173-35-3617 (代表)

電子メール [tosikei@city.goshogawara.lg.jp](mailto:tosikei@city.goshogawara.lg.jp)